議会による監査制度検討報告

令和2年9月8日

飯田市議会 監査制度検討プロジェクト

【目次】

1	飯田市議会において監査制度を検討するに至った経緯	1
2	勉強会、講演会の開催とプロジェクト設置	1
3	プロジェクトにおける検討	2
4	参考資料	2

1 飯田市議会において監査制度を検討するに至った経緯

平成29年の地方自治法改正(平成30年4月1日施行)によって、<u>議会選出の監査委</u> 員が選択制となり、自治体ごとに判断が可能となった。

飯田市議会は、平成31年3月1日に開催した議会運営委員会で「従来どおり、議会から監査委員を選出すること」を決定した。

一方で、「監査のあり方について議会として検討が必要ではないか」との意見が出され、各会派へ持ち帰って検討した結果、「飯田市議会として監査制度のあり方について、次期の議会運営委員会で検討する旨を申し送る」ことを確認した。(平成31年4月18日議運)

令和元年第1回臨時会に開催された議会運営委員会において、次の事項が次期委員会 へ申し送りされた。(令和元年5月7日)

『 ①地方自治における議会の主要な機能の一つは監視にあり、監査委員の役割と重なるところがある。このため両者が専門性や独立性を保ちつつ、相互に補完し合って自治体のガバナンスを確立させることが有効と考える。ついては、議会選出の監査委員の可否の結論を急ぐのではなく、現在取り組んでいる議会の権能を生かすための研究と並行して、飯田市議会が目指している議会のあり方を描きながら、監査機能強化の検討を継続されたい。 』

※別添 参考資料 1·2 参照

2 勉強会、講演会の開催とプロジェクト設置

(1) 勉強会、講演会の開催

令和元年度の後半から監査委員事務局職員や外部の専門家に講師を依頼し、監査制度の勉強会や研修会を実施した。それらの学びの場を経て、さらに深い議論を行いながら 方向性を導き出すため、「監査制度検討プロジェクト」を設置し検討することとした。

- ①監査委員制度についての学習会(委員及び委員外委員)
 - ・日時:令和2年1月21日(火) B101会議室 午前9時から
 - 内容:監査委員制度について
 - ○監査制度の概要(監査の種類・内容 等)
 - ○監査に係る地方自治法等の一部改正について (監査基準、内部統制、議選監査委員等)
 - ◇講師 監査委員事務局長 市瀬 幸希 氏、事務局長補佐 久保田 智代 氏
- ②監査制度についての研修会(廣瀬先生との意見交換/委員及び委員外委員)
 - ・日時:令和2年1月23日(木) 第1委員会室 午前10時30分から
 - ·講師:(株)地方議会総合研究所代表取締役 廣瀬 和彦 氏
 - ・意見交換のテーマ:議会選出の監査委員について 他

- ○議会選出の監査委員の考え方
- ○議会選出の監査委員と守秘義務
- ○議会選出の監査委員と議会との連動(監査機能の向上)
- ○議会における行政評価と監査委員の行政監査

※別添 参考資料3 参照

- ③議会の活性化と議会運営の研修会(飯伊市町村議会議員研修会/全議員)
 - ・日時:令和2年1月23日(木) エス・バード 午後2時から
 - ·講師:(株)地方議会総合研究所代表取締役 廣瀬 和彦 氏
 - ・研修会のテーマ:議会の活性化と議会運営
 - ○議会選出監査委員 ほか ※②の意見交換と連動して
- ④監査基準についての勉強会(全員協議会勉強会/全議員)
 - ・日時:令和2年5月13日(水) 議場 午前10時から
 - 説明:監查委員事務局長 市瀬 幸希 氏
 - ・勉強会のテーマ:飯田市の監査基準について
- (2)「監査制度検討プロジェクト」の設置

令和2年5月13日(水)の議会運営委員会において、「監査制度検討プロジェクト」の 設置を決定し、毎月1回程度の(自律的)会議を行い、進めていくことを確認した。

また、プロジェクトに関しては、会派の意見ではなく委員個人として意見を尊重して 議論を深めていくため、委員外委員も一緒に平らな議論を行うことを確認した。

3 プロジェクトにおける検討

(1) 検討項目

これまでに実施した監査制度の勉強会や外部講師を招聘した研修会で明らかになった 4つの論点を中心に検討を行うこととした。

- ①監査委員と議会の連動(連携)について
 - ア 監査委員の指摘を生かす(予算決算委員会との連動)
 - イ 議会の審議へ監査委員の出席(法 121 条、委員会条例 21 条)
 - ウ 定期監査の報告と意見交換(監査委員)
 - エ 議会の執行機関に対する監査権(法98条)
 - オ 監査についての研修会
- ②監査委員の守秘義務について
- ③監査専門委員の設置を求めるかどうか
- ④議会選出監査委員の是非について

(2) プロジェクトで確認した事項

① 監査委員と議会の連動(連携)について

項目	確認した事項		
	・監査報告の内容を確認し、必要に応じて本		
監査委員の指摘を生かす	会議で質疑を行う。		
予算決算委員会との <u>連動</u>	・さらに、必要があれば委員会へ監査委員の		
	出席を(議長が)要請する。		
議会の審議へ監査委員の出席	・必要があれば常任委員会へ監査委員の出席		
(法 121 条、委員会条例 21 条)	を(議長が)要請する。		
字期欧木の報生と音目な描	・現状(定例会における監査報告)を継続		
た別監査の報告と思えて換	し、必要に応じて質疑を行う。		
議会の <u>執行機関に対する監査権</u> (法 98 条)	・必要に応じて権限を活用する。		
事務検査権(法 98 条第 1 項) … 書面検査のみ (報告を受けることを含む)、			
実地検査は不可。			
監査請求権(法 98 条第 2 項) … 実地検査が必要なときは監査委員に請求す			
<u>3</u> .			
	・今後も必要に応じて研修を実施する。		
監査についての研修会	(監査制度の研修会等)		
	監査委員の指摘を生かす 予算決算委員会との <u>連動</u> 議会の審議へ監査委員の出席 (法 121 条、委員会条例 21 条) 定期監査の報告と意見交換 議会の執行機関に対する監査権 (法 98 条) 事務検査権(<u>法 98 条第 1 項</u>) … 監査請求権(<u>法 98 条第 2 項</u>) …		

② 監査委員の守秘義務について

・守秘義務の範囲を監査委員事務局に確認した。監査で知り得た全ての情報が守秘義務ではなく、地方自治法及び<u>飯田市情報公開条例で定められた情報</u>(「非公開情報」を除く)は、議会への共有が可能である。

③ 監査専門委員の設置を求めるかどうか

・他の自治体でも監査専門員を設置した事例は少ない。(ICT に関する監査専門員など) 監査専門員に関しては、飯田市議会としては「様子を見ていく」。

④ 議会選出監査委員の是非について

- ・「議会との監査委員との連動」を引き続き模索していくことを前提とし、議選の監査委員を送り出す。
- ・議選の監査委員との連動により、議会のチェック機能をさらに高める。決算審査に向けて予算決算委員会などとの連動が想定されるが、具体的な方法に関しては、正副議長と議選の監査委員とで協議を重ねていく。

4 参考資料

◇前期委員会における会議結果		参考資料	1
◇前期委員会からの申し送り文書		参考資料	2
◇廣瀬和彦先生との意見交換及び研修会の記録(抜粋)		参考資料	3
◇プロジェクトメンバー名簿		参考資料	4
◇検討項目ごとの参考資料 (根拠法令 他)		参考資料	5
◇山梨学院大学江藤俊昭教授の議選監査委員に対する意見	∄·····	参考資料	6
◇プロジェクト会議結果概要		参考資料	7

◇前期委員会における会議結果

·· 参考資料 1

議会運営委員会 監査制度検討の経緯:前期委員会

平成31年第2回 議会運営委員会会議結果(第1回定例会中日)

日 時:31.3.6(水)9:00~9:21

協議事項:議会選出の監査委員の在り方に関する経過について

- ★現段階としては、「従来どおり、議会から監査委員を選出」することを確認。
- ◎監査の在り方について議会として検討が必要ではないかとの意見があり、改めて会派の 意見として論点等を整理し、次回会議で報告、提案願う。
- ○議運での確認にあたり議長から経過報告あり。

平成31年第3回 議会運営委員会会議結果(第1回定例会閉会日)

日 時:31.3.20(水)9:00~9:25

協議事項:議会選出の監査委員について

- ★会派での集約の結果は次のとおり。集約に至っていない会派もあるため次回会議(4月中下旬)再度報告を受け、方向性等の確認を行う。
- ○会派のぞみ:特段の意見なし、公明党:特段の意見なし、

会派みらい:あり方等に関し専門的な研究が必要との方向性は共有できているが、具体

的なテーマ(課題等)の集約には至らず。次回までに意見集約を行う。

(委員外会派) 日本共産党:特段の意見なし、市民パワー:十分な検討に至らず

|平成31年第4回 | 議会運営委員会会議結果(自律的会議)

日 時:31.4.18(木)15:02~15:34

協議事項:議会選出の監査委員について

- ○前回の委員会では、会派みらいと市民パワーの2つの会派が意見を取りまとめ中であったため、報告を求めた。
- □市民パワー:議会の権能を考えると議会選出の監査委員は必要であり、継続していくべきである。
- □会派みらい:資料に基づいて報告。「特段の問題あり」と考える。総務省では、平成25年3月7日に「地方公共団体の監査制度に関する研究報告書」を取りまとめており、「監査委員の専門性及び独立性」の項で、課題と考えられる意見を掲載している。(総務省も課題を認識している) これを受けて、平成29年6月地方自治法の一部改正が行われたが、飯田市議会としてどのように受け止めるかが問われている。

飯田市議会においては、予算決算特別委員会(仮称)の設置に向けた研究・検討がされていることは、予算決算から見た行政運営の監視の方向性をにらんだものと考える。議会が、監査制度の強化充実を研究することは、議会の権能強化を目指す一連の作業として重要である。議選の可否の結論を急ぐのではなく、現在取り組んでいる議会の権能を活かすための研究と並行して、飯田市議会が目指している議会のあり方を描きながら「監査制度の検討」を継続することを提案する。

- □代表者会では、5月の人事を見据えて従来通りに選出することとしたが、継続して検討する必要はあるとの認識は一緒だと思う。しかし、監査制度の強化については、様々な考え方やレポートもあるので、多様な意見から学ぶ必要がある。
- ★飯田市議会として、監査制度のあり方を検討していく必要があり、今回の提案を次期の 議会運営委員会で検討をしてもらうよう申し送りたい。
- □様々な研究者の意見がある中で、飯田市議会が目指す方向性を確認しながら大きな観点 から検討する必要があると思う。次期の委員会に送って検討するのが良い。
- ★次期の議会運営委員会へ申し送りとしたいが、その案は正副委員長に一任いただき、次 回の委員会でお示ししたい。 → 了承。

令和元年第5回 議会運営委員会会議結果(第1回臨時会告示)

日時:01.5.7(火)10:00~10:23

協議事項:次期議会運営委員会への申し送りについて

- ★資料のとおり決定 (議会選出の監査委員について、次の事項を申し送る)
 - (1)議会選出の監査委員について

平成29年の地方自治法改正によって、議会選出の監査委員が選択制となり、自治体ごとに判断が可能となった。飯田市議会は、執行機関側からの要請により、引き続き議会から監査委員を選出することを決定したが、<u>議会の権能強化を目指す一連の作業として</u>監査制度の強化充実を議会として研究することは重要であるため、次の事項を申し送る。

①地方自治における議会の主要な機能の一つは監視にあり、監査委員の役割と重なるところがある。このため両者が専門性や独立性を保ちつつ、相互に補完し合って自治体のガバナンスを確立させることが有効と考える。

ついては、議会選出の監査委員の可否の結論を急ぐのではなく、現在取り組んでいる議会の権能を生かすための研究と並行して、飯田市議会が目指している議会のあり方を描きながら、監査機能強化の検討を継続されたい。

参考資料 2

議会運営委員会への申し送りについて

令和元年5月7日 議会運営委員会

1 次期への引継ぎ事項

(1) 議会選出の監査委員について

平成29年の地方自治法改正によって、議会選出の監査委員が選択制となり、自治体ごとに判断が可能となった。飯田市議会は、執行機関側からの要請により、引き続き議会から監査委員を選出することを決定したが、議会の権能強化を目指す一連の作業として監査制度の強化充実を議会として研究することは重要であるため、次の事項を申し送る。

①地方自治における議会の主要な機能の一つは監視にあり、監査委員の役割と重なるところがある。このため両者が専門性や独立性を保ちつつ、相互に補完し合って自治体のガバナンスを確立させることが有効と考える。

ついては、議会選出の監査委員の可否の結論を急ぐのではなく、現在取り組んでいる議会の権能を生かすための研究と並行して、飯田市議会が目指している議会のあり方を描きながら、監査機能強化の検討を継続されたい。

◇廣瀬和彦先生との意見交換及び研修会の記録(抜粋) ⋯⋯ 参考資料 3

・広瀬和彦氏の見解 1/23 講演・研修会

○監査委員の設置経過と理由

- ① 昭和22年地方自治法創設時に監査委員は独立した執行機関としての監査委員の地位 の明確化と、都道府県は必置性が決まった。昭和38年にはすべての市町村が必置性と なった。
- ② 監査事務は、本来は会計や経理方面に関する専門的知識経験のみによっておこない うるものであるが、監査が多くの場合行政の非違をあぶりだすことになるから、議員 のように独立の地位にあるものを同時に伴っていなければ目的に適合する徹底した監 査を行いえない恐れがあるからである。
- ③ 本来、議選の監査委員は、執行機関と対等の地位にあって睨みをきかせる立場にあ ることが、執行機関にとっても脅威となるはずで、専門的な知識を持った識見の監査 委員とが両輪となって監査にあたることで実効性を十分に発揮する、という趣旨で昭 和22年の地方自治法の制定時に監査委員の制度が法制化された。当時は、都道府県 だけが必置制で市町村は任意であったが、現在は市町村も必置制。

○議選の監査委員の問題点

元々監査委員の任期は2年と決められていた。任期が長期に亘ると、執行機関に取り 込まれてしまう恐れがあり、独立した機関として十分な監査を行うには長期よりも短 期の方がいいのでは、という趣旨。昭和31年の地方自治法改正で任期が3年とな り、昭和49年の改正で議選の監査委員は議員の任期による、識見の監査委員は4年 となり、現在に至っている。理由は、監査技術の習熟度が求められており、短い年月 で十分な監査を行える能力が身につくのか、という疑問が出され、最低でも4年は必 要ではないか、という考え方があった。

議選の監査委員に対する議論は第25次地方制度調査会から行われていて、議選の監 査委員は短期で交代することが多く、当該団体の内部の者にあるから、監査が形式的 になりがちではないか、といった批判が発端となった。その後第29次の地方制度調 査会おいて、この短期交代の問題と合わせて、長と共に議会も監査の対象になってい るのだから、監査委員は長からだけでなく、議会からも独立した存在とする必要があ るから、議選の監査委員を廃止すべきという方向が出された。その後第31次の地方 制度調査会の答申に基づいて法改正がなされ、廃止するかどうかは地方公共団体の条 例で決める事となった。この経過の中で、学識経験者からは、短期交代も含めて効果 が見えないという理由で、全員が議選の監査委員は不要との意見が述べられてきた。

因みに、議選の監査委員の在職年数は、3年未満が7割、識見の監査委員は、3年未満は4割で、議選の監査委員の任期はどんどん短くなっている。

○監査委員と議会の役割の違い

どちらも地方公共団体の執行機関をチェックする監視機能をもっているが、監査委員は財務管理的な専門的な見地から自治体が執行した事務事業について事後的にチェックする。議会は、自治体の行政全般に亘っての事業の効率性とか他の選択肢の有無といった幅広い見地からチェックする、つまり財政の矯正や財務評価でなく、どちらかというと行政評価、それを主たるものとして行う必要があり、その役割は監査委員とは大きく異なっている。 識見の監査委員は、財政的な見地から財務監査を行い、議選の監査委員は行政監査の観点からチェックを行う、といった2つの側面から行う事で監査を充実したものにできるのではないか、その点が議選の監査委員のプラス面と言えるのではないか。議員は、通常は市の財政について学ぶ機会が少ないが、議選の監査委員は執行委員の一員としてある程度の年月を全うすることで、財務に関する知識、資質といったものが向上するという利点もあるので、すぐに議選の監査委員を廃止するという考え方にもっていくのは如何か。

〇議選監査委員に対する考え方

議選の監査委員の短期任期の見直しや、あて職的に選ぶのでなく<u>議選の監査委員としての資質をもった議員を長い目で配置できるような態勢を整える</u>、議選の監査委員として得られる効果、議会にどういったプラスの効果をもたらしたのか、議選の監査委員になったことで議員としての自分に何がプラスになったのか、といった点をきちんと測定したうえで議選の監査委員の必要性を考えてほしい。

議選監査委員に対する批判を受け止めて、批判を改善していく効果を見極めて議員自 らが考えていく。

- Q4. 監査をするなかで知り得た情報を議会側に提供できるということは、監査制度 がもたらす議会に対する効果と考えてよいか。
- A4. それによって議会の審議が充実すれば、一つの効果だと思う。
- Q5. 監査をするなかで知り得た情報を議会にもたらすことができるという点について、議選の監査委員の役割でもあるという捉え方でよいか。
- A 5. 議選の監査委員は議会を代表して送り出されているので、守秘義務に該当しないところで情報提供することは可能であり、プラス効果と考えられる。これまであんまりやられてこなかったが、例えば本会議で議選の監査委員の報告という形で議長の諸報告に続いて発言を求め「監査委員としてこうこうこういうのをやってきた。」「こういう問題があった。」とか報告してもらって、全議員で情報共有するというのは、やり方としては面白い。やっている所はないが。

- Q23. 議選の監査委員の問題点して、任期の短さをあげられましたが、当議会の慣例 として議長経験者がその任にあたるということになっていて通常2年ということ になるが、他の議会の例も含めて何か良い方法はあるか。
- A23. 複雑多岐にわたる地方公共団体の財政状況をチェックするには、それにあたる人の資質とある程度の年月が必要となる。1年2年で全部チェックできるだけの資質が備わるか、と言えば識見の監査委員も含めて難しいという考え方が一般的。法律の規定としては「議員の任期による」となっているので普通は4年やれるはずだが、種々の事情によって2年経ったら辞職して、新しい人が選ばれている、というだけの話なので、議会の中であて職的なポストにしないよう変えることは可能。議会自身の監査委員の位置付けを見直せば解消される。ただ現実的には、議会それぞれの考え方があって何とも言えない。議長経験者がなったり、議長になる前に経験して財務の状況をある程度わかってから議長にならせるなど、監査委員に適しているから選出しているという部分が薄い場合が非常に多い。そこが、元々の趣旨と大きな乖離を産んでいて、批判の対象となっている。そこを改善しない限りは、いつまでもこの批判はついて回る。ただ、議会の現実からすると、なかなか難しいところがあって、そこのせめぎ合いということになる。

議会運営員会研修会 まとめ

(山崎委員 提供資料)

1. 日 時 2020年1月23日(木) 午前10時30分~12時06分

2. テーマ

- (1) 議長と議会運営委員会の関係(役割・権限の範囲・法的根拠等)
- (2) 議会選出の監査委員について ※重点テーマ
 - ① 議会選出の監査委員の考え方
 - ② 議会選出の監査委員と守秘義務
 - ③ 議会選出の監査委員と議会との連動 (監査機能の向上)
 - ④ 議会における行政評価と監査委員の行政監査
- (3) 議会運営委員会における少数会派の位置付け(少数会派・少数意見の取り扱い) 関連事例:予算決算委員会での少数意見の取り扱い(予算委員会と本会議の関係)
- 3. 講師 (株)地方議会研究所 代表取締役 廣瀬和彦氏
- 4. 内容(要旨)と質疑応答
 - (1) 議長と議会運営委員会の関係(役割・権限の範囲、法的根拠等)
 - ア. 議会運営委員会発足の経緯

議会運営委員会は、地方自治法109条に基づいて設置される任意の委員会。地方における政党政治の進展や議会運営の複雑化によって、会派や政党間での調整が必要になったことから、円滑な議事運営を行うために、議会運営委員会を活用する必要性が生じ、平成3年の地方自治法の改正によって発足したものが議会運営委員会。

イ. 議会運営委員会の役割

発足の経緯にあるように、会派や政党間での調整が必要になったことから、議長による円滑な議事運営を保証するために、議会運営委員会が存在していて、議長の補佐機関としてその機能を果たす事が求められている。と同時に、議長としては、議会運営委員会の決定を十分に尊重する必要がある。議会運営委員会は各会派を代表する人で構成していて、円滑な議事運営を目的として存在しているので、議会運営委員会での運営は極力全会一致を目指すことが求められている。ここで全会一致がとれないと、本会議で円滑な議事運営を執り行うのが難しくなる。しかし、少数意見も尊重しながら十分な議論をしてもなお全会一致とならない場合には、最後は民主主義に則って多数決をとらざるを得ない場合もある。それでも、最後の最後まで全会一致に向けて努力をしなければならない。

ウ. 議会運営委員会での発言

時々、会派の所属人数によって同一会派から何人か出ている場合に、個人としての意見を述べるケースがあるが、議会運営委員会は、原則として個人の意見を述べる場ではない。会派間の調整を行う、会派としての立ち位置を明確にする、会派としての考え方を出す場なので、会派としての考え方を述べて調整をしなければならない。会派の考え方と個人の考え方が必ずしも一致していない、会派内での共通認識がとれていないようなものを、議会運営委員会で述べてしまうと、混乱の要因になってしまう可能性がある。

エ. 議長の権限と議会運営委員会の権限

議長の権限は、地方自治法104条に「普通地方公共団体の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」105条では「議長は、委員会に出席し、発言をすることができる。」と規定されている。議会運営委員会の権限は、地方自治法の109条3項で議案、請願についての審査権を有すると共に「議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会の条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項」についての調査権、審査権を有している。調査・審査事項の考え方として、議会運営員会の調査事項、審査事項を増やしたり減らし

たりする事ができるか、ということが言われるが、常任委員会や特別委員会と異なり、その所管が法律で定められているので、増減は一切できない。従って、常任委員会や特別委員会から議会運営委員会に、また、議会運営委員会から常任委員会、特別委員会に所管を移すこともできない。

オ. 議会運営委員会の所管

具体的なものとしては、議席とか議事の順序、発言の割合、委員会の構成や運営、緊急質問の取り扱いなど、様々なものが所管として認められている。「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項」では、会議規則や委員会条例、地方自治法96条2項に基づく議決権の追加、事務局設置条例等が考えられる。議員定数の条例についてどこが所管すべきか、という点では様々な問題点が出てくる。本来では、議員定数については常任委員会の所管だと考えられているので、総務委員会で議論すべきもの、場合によっては議会改革特別委員会を作ればそこでも審査はできる。その理由は、国会での議員定数の議論は、常任委員会、特別委員会で行われていて、それに準拠したということ。一方で、議会運営委員会の「議会の運営に関する事項」とも密接な関係にあり、極論では議会運営委員会でやっても違法とまでは言えない。ただし、一度議会運営委員会の所管としてしまうと、それが固定化されるので、ある時は議会運営委員会、ある時は常任委員会や特別委員会で議論するといった、行ったり来たりはあり得ない。

カ. 議長の諮問に関する事項

議長の諮問に関する事項と議会の運営に関する事項とを、きちんと棲み分けして ほしいという要請をもらうが、それほどしっかりと棲み分けをする必要はない。そ れぞれの議会において、議会の運営に関する事項と判断すれば審査を議会運営委員 会で行ってもいいし、議会の運営に関する事項であっても、議長から諮問という形 で議会運営委員会に決定や答申を求める、というやり方もあっていいので、それほ ど気を使う必要は無い。例えば、会議規則20条には、議長に議事日程の編成権が つけられていて、法的には議会運営委員会で調整する必要はない。しかし、どのよ うに審査を進めていくかについて、議長だけで決めてしまうと実際の審議の場では 様々な問題が起こってくる。一般的には議長の権限に属する事柄だが、実務上は議 会運営委員会に諮って、そこでの了承のもとに運営した方がより円滑な議事運営が できることになる。どうしても区切りをつけておきたいと考えるのであれば、議長 の諮問に関する事項について、その諮問しようとする事項が基本的に議長の権限に 属する事項か、それに限りなく直接的に関連性の強い事項、それだけを議長の諮問 に関する事項としておけば棲み分けはできる。審査調整以外では、議長からの報告 を受ける場として議会運営委員会を活用する事もある。例えば議員が急遽辞職する ようになった場合、閉会中だと議長の許可が必要になるが、許可をするに当たっ て、こういう辞職願が出ていて許可をする予定だとかいったことを、事前に議会運 営委員会に知らせておくと、それぞれの会派に情報が十分伝わるので問題が起こり にくい。

質疑応答

- Q1. 議会運営委員会での発言で、個人の意見は言わないということは理解しているが、 そこに「個人としての発言の場合は、断って発言しなさい。」とある。「個人的な発 言ですが」と断れば、個人としての発言をしてもよい、となっているがその個人的 な発言を受け付けた場合の処理はどうなるのか。どのように進めていくのか。
- A1. 個人的な意見を受けるということは、会派としての建前上の意見だけでは上手く回らない、個人の意見を受けなければならない状況にあったということなので、個人的な意見を加味すれば調整がうまく進む、という場合に例外的に認めればよいのでは。調整に意味をなさないものであれば「今の協議の中で必要とされるものではないのでお控え下さい。」などという形で処理する。ある程度制約をもって、許可するかしないかは委員長の判断で。
- Q2. 個人の発言とは、具体的に言えば少数意見をまとめていくような時に、会派として はそのように考えてはいないけれど、個人の意見を出した方がまとまると思うとき に使う、ということでよいか。

- A2. それはそれで結構だけれど、個人的な意見というのは会派の意見ではないので、それによってかえって混乱してしまうのでは、という心配はある。会派の考え方と違う個人の意見を言ってどうなるか、と言えば、やはりもめてしまうだけになる。極力個人的な意見は述べない、というのが議会運営委員会での原則として、例外的な限定的な形で考えるべき。
- Q3. 議会運営委員会のあり方として、今日は会派の存在が前提での議会運営委員会のあり方という話だったと受けとめたが、今後、議会が新しいステージに登っていこうとした時に、会派の有効性に疑問がある。むしろ、個人としての考えや議会の意見の調整という形の方が、議会を改革していくのに相応しいのでは、と考えるが。
- A3. 考え方はその通りと思うが、議会運営委員会は元々会派や政党間の調整のために作られているので、それ以上のことを議会運営委員会で議論するのは如何かと思う。ではどこで協議するかと言えば、協議調整の場、例えば全員協議会で調整するとか、議会改革の会議などで話し合うなどがある。協議等の場でも議会運営委員会でもそれぞれに設立の目的があるので、その範囲内でやることが必要と考える。あくまでも議会運営委員会は調整の場なので、そこから派生するものとしては、例えば会派代表者会、これは一種の調整の場であり議会運営委員会と密接性があってうまく連動できる。個人のことは個人としての意見を取り扱う合議体でやったほうが効果が高い。それと、議会運営委員会は任意設置機関で必置制ではないので、会派での調整の必要がなければ、議会運営委員会をなくすのも一つの選択肢。
 - (2) 議会選出の監査委員について
 - ア. 地方自治法196条に規定
 - イ. 議会選出の監査委員の歴史

元々昭和18年以前、監査機能として執行機関における自己監査と議決監査による2種類の監査が存在しており、監査員は存在していない時代が長く続いていた。その時代、議決機関の監査権限について市町村では現在の地方自治法98条1項にある事務検査権と同時に実地検査権も付与されていたため、監査委員制度自体が不要と考えられていた。

議会の権限拡充は進められていたが、昭和18年19年と戦争が進展するにつれ、戦時体制における能率的行政運営の観点、議会にあまり権限をもたせると行政を円滑に行う事が難しくなるという考え方の下、執行機関における自己監査権は残されたが、議決機関における監査、特に実地検査権が消滅してしまった。

その時に、監査制度の前身となる考査役制度ができ、議会が失った実地検査権を考査役に付与した。これを元に、戦後の昭和21年における地方制度の改正において、監査委員の制度が創設されて、監査委員に実地検査権を付与されて、それがいまだに引き継がれていて、実地検査権は監査委員にあり、議会には与えられていないという状況になっている。現在、実地検査権(問題となる場所に直接行って、その場において書類や帳簿といったものを実地に検査する権限)は、地方議会には付与されておらず、それを補完するものとして地方自治法98条2項において、監査委員をして行わしめる実地検査権がある。

監査委員制度を作った理由としては、地方行政事務執行の法制を確保するのと、地方公共団体の公共事務は複雑多岐にわたって専門的・技術的な事務が増加したことに対応する行政上の実際の要請があったのと、旧制度における反省があった。

考査役については、制度として大きな問題があった。考査役は、あくまでも有給の吏員、執行機関の一人の職員がそれにあたるので、どうしても首長に隷属してしまう、つまり監査を受ける他の自治体職員と同じ立場であって、必ずしも威令が行われず、監査に権限を欠いてしまい、実効性がなかった。

こうしたことから、選挙で選ばれた住民代表として議員を監査役に入れるべきと言う考え方がでてきて、現在に至っている。本来、議選の監査委員は、執行機関と対等の地位にあって睨みをきかせる立場にあることが、執行機関にとっても脅威となるはずで、専門的な知識を持った識見の監査委員とが両輪となって監査にあたることで実効性を十分に発揮する、という趣旨で昭和22年の地方自治法の制定時に監査委員の制度が法制

化された。当時は、都道府県だけが必置制で市町村は任意であったが、現在は市町村も 必置制。

ウ. 議選の監査委員の問題点

元々監査委員の任期は2年と決められていた。任期が長期に亘ると、執行機関に取り 込まれてしまう恐れがあり、独立した機関として十分な監査を行うには長期よりも短期 の方がいいのでは、という趣旨。昭和31年の地方自治法改正で任期が3年となり、昭 和49年の改正で議選の監査委員は議員の任期による、識見の監査委員は4年となり、 現在に至っている。

理由は、監査技術の習熟度が求められており、短い年月で十分な監査を行える能力が身につくのか、という疑問が出され、最低でも4年は必要ではないか、という考え方があった。

地方制度調査会で議選の監査委員に対する指摘として、議選の監査委員の短期での交代によって、監査委員の職務が十分に行えていないのではないか、という点が上げられた。議選の監査委員に対する議論は第25次地方制度調査会から行われていて、議選の監査委員は短期で交代することが多く、当該団体の内部の者にあるから、監査が形式的になりがちではないか、といった批判が発端となった。その後29次の地方制度調査会おいて、この短期交代の問題と合わせて、長と共に議会も監査の対象になっているのだから、監査委員は長からだけでなく、議会からも独立した存在とする必要があるから、議選の監査委員を廃止すべきという方向が出された。その後第31次の地方制度調査会の答申に基づいて法改正がなされ、廃止するかどうかは地方公共団体の条例で決める事となった。この経過の中で、学識経験者からは、短期交代も含めて効果が見えないという理由で、全員が議選の監査委員は不要との意見が述べられてきた。因みに、議選の監査委員の在職年数は、3年未満が7割、識見の監査委員は、3年未満は4割で、議選の監査委員の任期はどんどん短くなっている。

エ. 監査委員と議会の役割の違い

どちらも地方公共団体の執行機関をチェックする監視機能をもっているが、監査委員は財務管理的な専門的な見地から自治体が執行した事務事業について事後的にチェックする。議会は、自治体の行政全般に亘っての事業の効率性とか他の選択肢の有無といった幅広い見地からチェックする、つまり財政の矯正や財務評価でなく、どちらかというと行政評価、それを主たるものとして行う必要があり、その役割は監査委員とは大きく異なっている。識見の監査委員は、財政的な見地から財務監査を行い、議選の監査委員は行政監査の観点からチェックを行う、といった2つの側面から行う事で監査を充実したものにできるのではないか、その点が議選の監査委員のプラス面と言えるのではないか。議員は、通常は市の財政について学ぶ機会が少ないが、議選の監査委員は執行委員の一員としてある程度の年月を全うすることで、財務に関する知識、資質といったものが向上するという利点もあるので、すぐに議選の監査委員を廃止するという考え方にもっていくのは如何か。

オ. 監査委員の守秘義務

監査委員が職務上知り得た情報が総て守秘義務にあたるということはない。守秘義務に該当するのは、情報公開条例に基づいて情報公開請求をした時に、執行機関として情報開示が妥当でない、または、黒塗りして出さなければならないなど、未開情報、開示ができない部分について守秘義務を負っていると考えられる。つまり、情報公開請求して出てくる情報は誰でも知りうる情報であるのだから、監査委員といってもそれらまで守秘義務の対象とする必要性はない。個人のプライバシーに関わるようなもの、個人の権利とかに関わるようなもの、こういったものに限定して守秘義務の対象とすればよい。例えば、監査委員を辞める時に、議会に伝えておきたい事項についても、守秘義務違反はついて回るので、中身を十分に考慮して伝えておかないと、後々問題になってしまう場合もある。そこまで認められている地方公務員法上の規定はない。いずれにしても、守秘義務に係る事項のところは、十分に留意して議会に伝える必要がある。

カ. 議会における行政評価と監査委員の行政監査

監査委員における行政監査は、3 E監査(①経済性=無駄な支出がないか、財源確保に努めているか、②効率性=コストに比して最大の成果やサービスが得られているか、③ 有効性=所期の目的を達成しているか、効果を上げているか)にプラスして、適正性=法令等に従って適正に処理されているかをチェックするのが目的。しかし、行政監査でなく殆どが財務監査になっているのが現実。それは、識見の監査委員の大多数を税理士や公認会計士が担っているため、行政監査についての見識が浅いのが理由。従って、議会における行政評価でその部分をカバーする必要がある。

キ. 議会における行政評価

事務事業評価と決算でやるのも行政評価の一対応。非財務数値を加えた説明責任の果たし方を体系化して、それを行政経営の手法に展開したものが、所謂行政評価。一般的に使われている事務事業評価は業績測定型で、自己評価の形をとっているものが所謂事務事業評価。行政評価の手法には幾つかあって、大きくは、業績測定型、例えば目標とする指標を用いてそれを達成したかどうかを見ていく簡便な手法と、統計学を用いて実験対照法に応じてどこまで効果があるか、それを事細かく数値的に追って本当に効果があるがどうかを見ていく、プログラム型とに分かれる。プログラム型は、効果の測定に時間がかかりすぎるので、業績測定型で行われることが多いが、こちらは簡便な手法なので毎年やり続けなければ意味がなくなる。評価の対象について、事務事業と政策のどちらをとるかはそれぞれに考え方がある。

事務事業評価のプラス面として細かいところまで目が届くが、一方で、事務事業を単発で見た時には不必要と判断しても、施策全体からみれば必要性がある場合があり、個別にみるのか体系的にみるのか、で必要性の見方が変わってしまう、という問題点もある。また、事務事業の数が多すぎて、総てを見渡すというのは、現実的には非常に難しい。行政評価の他のやり方としては、事後評価、つまり目標達成の把握型が、やりやすいという面もあって一番多い。最も効果があると思われるのが、事中評価あるいは事前評価というもの。施策を始める前に行うとか、施策の遂行途中の10月とか11月に施策の効果測定を行うといった手法もある。

ク. 議選の監査委員と議会との連動

議選の監査委員が持ち得た情報をどこまで議会に持っていくか、というのは本当に難しい問題。現状は、それよりも議会が持っている地方自治法98条1項の事務検査権、監査請求権を行使する、議会にない実地検査権を監査委員に行わせしめて報告をさせるなど、制度としては存在していても、ほとんど使われず権限を行使しきれていないので、こちらをどんどん行使するべき。特に、実地検査権は議会にはない権限なので、監査委員にどんどん実地検査を行わせしめて、その情報を議会の審議調査に役立てるのがいいのでは。議選の監査委員でなければ知り得ない、取り得ない情報というのはあまりないので難しいが、自治法の98条を上手につかいながら、監査機能の向上に努めてもらえれば。

ケ. まとめ(議選の監査委員の必要性)

議選の監査委員の短期任期の見直しや、あて職的に選ぶのでなく議選の監査委員としての資質をもった議員を長い目で配置できるような態勢を整える、議選の監査委員として得られる効果、議会にどういったプラスの効果をもたらしたのか、議選の監査委員になったことで議員としての自分に何がプラスになったのか、といった点をきちんと測定したうえで議選の監査委員の必要性を考えてほしい。

質疑応答

- Q1. 議選の監査委員が議会に及ぼすプラス効果について、もう少し詳しく。
- A1. 色々と考えてみたけれど、なかなか思ったほどはない。監査の中での様々な議論の 状況を議会に報告することはできるが、殆どが財務的な内容なので、議会にとって はマイナスにはならないけれど、プラス効果も小さいのでは。議選の監査委員が、 行政監査をやるかといえばこれもなかなか難しい。そうなると、議選の役割は執行 機関と対等の立場である議員が監査におけるチェックをした時には、執行機関はそ れを十分に尊重して従うべきであるし、ある程度の拘束力もある。監査委員として 入ったなかで問題点とかがあれば、それを議会に持ち帰って議会で共有し、監査の

足らない部分を審議とか調査のなかで補っていくことができるが、そのプラス効果がどの程度あるか、そこはみていってもらえれば。議選の監査委員の個人についてのプラス面は色々とあげられるが、議会に対してのプラス面については、議会で行った行政評価に対して何らかの加味的な情報を追加する程度しか、現状ではないのではないか。

- Q2. 行政監査や財政援助団体の監査を行った結果「こういった課題がある」とした場合で、監査委員会としては収束したけれど、その課題について議会として引き続き注視していく、或いは更に議会としての行政評価をするべきでは、ということの情報を議会にもたらすことはどうか。
- A2. それについては、地方自治法98条2項を使うのが想定されている。監査委員として実地検査を行わしめ、それについての報告をさせる。98条1項でも、基本的には執行機関に対して情報を請求すれば、執行機関としてはある程度の検査を行って報告しなければならない、そのことは監査委員会に対してもできるので、そちらで十分措置できるのではないか。
- Q3. 地方自治法98条1項2項について、「98条を使って監査委員に監査をさせる」というのは、議会側から要求するということか、議会からその条項を使って執行機関に資料の提出を求めるということか。
- A3. 地方自治法98条1項の事務検査権とは、執行機関をして検閲をさせて、様々な議会側からの資料要求をする、法的に資料を要求することができる。元々地方自治法上、資料請求権は議員には認めていないが、地方自治法98条1項と100条調査では、法的に相手方に正当な理由がなければ執行機関は議会に資料を提出する義務を負っているので、議会として議決して資料の要求をすれば必ず提出される保証がついている。
- Q4. 監査をするなかで知り得た情報を議会側に提供できるということは、監査制度がも たらす議会に対する効果と考えてよいか。
- A4. それによって議会の審議が充実すれば、一つの効果だと思う。
- Q5. 監査をするなかで知り得た情報を議会にもたらすことができるという点について、 議選の監査委員の役割でもあるという捉え方でよいか。
- A5. 議選の監査委員は議会を代表して送り出されているので、守秘義務に該当しないところで情報提供することは可能であり、プラス効果と考えられる。これまであんまりやられてこなかったが、例えば本会議で議選の監査委員の報告という形で議長の諸報告に続いて発言を求め「監査委員としてこうこうこういうのをやってきた。」「こういう問題があった。」とか報告してもらって、全議員で情報共有するというのは、やり方としては面白い。やっている所はないが。
- Q6. 議選の監査委員という利点を生かして、予算決算委員会に議選の監査委員を呼んで 発言させても、守秘義務にあたる部分はほとんどない、とみていいか。
- A 6. 情報公開条例で黒塗りされたりする部分は限られているので、そこに該当しないものであれば問題は無いと思われる。
- Q7. 議選の監査委員は、議員活動に制限が加えられるのではないか、という点はどうか。
- A 7. 他の議会では、決算委員会に入れないとか、決算の質疑ができない、といった一定程度の制約をかけているところもあるが、それは法的な制約でなく、監査委員としての中立性を重く見て事実上の制約としてかけているもので、必ずしも必要ではないと考えている。監査委員も議員としての立ち位置があり、権利があるので、守秘義務に触れない範囲で質問・質疑・審査にあたる議員として活動することは全く問題ない。ただ、閉会中は監査委員の招集がかかると相当の日数をとられるので、日常の議員活動には制約を受けることにはなる。ただし、そうであっても議員としての職責を果たせる議員が監査委員になるべきで、監査委員の業務で手一杯になって議員活動もおぼつかないような議員は、監査委員に適切ではないと考える。

- Q8. 行政監査について、議選の監査委員といっても個人的な感覚になってしまうので、 実地検査権とかを議会が獲得することも含めて、行政評価については議会がしっか りと行う事の方が幅広くできると思うが。
- A8. 監査委員の監査と議会のチェック機能とは全く異なるのと、監査委員は、議会からも行政機関からも独立した第三者の機関としてチェックをかけている。これまで、財務監査が主で行政監査がどうしても薄くなることが長く続いてきた。そこを議選の監査委員が行政監査をやれば、より充実した監査が行われると思う。監査委員として行ったものについて、守秘義務に触れない部分で議会にバックして情報を共有するという形をとれば、プラス効果は出てくる。議員は、委員派遣とか議員派遣で実地で問題のあるところに行って調査はできるけれども、検閲検査権である実地検査権までは認められていないので、その部分が法的に担保されれば議会としてのチェック機能はより一層高まるので、議選の監査委員より更に効果はある。
- Q9. 議選の監査委員のやっている監査と、議会の行政評価のサイクルが違うので、議選 の監査委員の得た知識が必ずしも有効とは限らない。議会の大勢の目で、実地検査 権も含めてチェックするほうがいいのでは。
- A9. 議選の監査委員は、極論では監査をすること自体が財務に対する研修のようなところがあり、財務会計や公会計をチェックする時に読み切れない、4年くらい経過するとある程度読めるようになるという面もある。議選の監査委員がその職務に十分従事すれば、財務に関する知識は飛躍的にあがる、ある程度の人が長期的に携わって一人一人の資質があがっていくことは、議会全体の底上げにもつながっていくのでは。
- Q10. 監査のなかで課題や問題が見つかって、一人では解決できないような時に、そのことを一般質問で取り上げることは可能か。
- A10. 内容にもよるが、一義的には議会にバックするより前に、監査委員として執行機関に対してダイレクトに改善を求めるのが先、それでもラチがあかない、執行機関が監査委員の勧告に従わないというような場合には、一般質問もあり得る。監査委員としてのチェック機能をまず果たし、それでダメなら議員としての立場でチェックすることはあり得る。ただし、監査委員として指摘したものが改善されず、議員として同じ事を言って改善されたら、監査委員会の勧告は何だったのか、ということになってしまうので、執行機関の答えはたぶん一緒になると思う。監査委員の立場、議員の立場と両方持っているので、両方の立場から言うことは可能。
- Q11. 財政援助団体の経営の健全性、という視点からの監査のアプローチの仕方について はどう考えたらよいのか。
- A11. 財政援助団体については、かなりの専門性が求められる部分があり、監査委員がある程度の能力を持っていても見る事の出来ない部分が多々ある。そうなると、自主的な実効性のある監査が行われないのでは、という危惧から監査専門委員制度が新たにできた。監査委員の資質とか能力にも限界があって、ある一定の部分については特定の方しか監査しきれないことから、常設又は臨時に監査専門委員を置いて、特殊な部分についてのチェックをかける。この監査専門委員制度を十分活用すれば、財政援助団体についての監査は一番うまくいくのでは、ということを想定して法改正が行われている。
- Q12. 課題認識をどう捉えるかは、監査委員としての判断という部分もあるのかなと思うが、そういうことか。
- A12. 監査委員自体は、一人一人が独人制の機関なので、それぞれが監査を行うなかで問題の有無はそれぞれが考えていく。ただし、監査委員の意見として表明する際には、あくまでも合議なので監査委員が同一の意見であることが必要。考えに違いがあっても一監査委員として意見を出すことはできない、という形をとっている。今回の法改正で特例はできたが、通常はできないので、他の識見の監査委員と問題意識が共有できなかった場合は、持ち帰って議会としてその問題点を活用しながら議会のなかで何らかの対策を考えていく、というのはある。

- Q13. そうすると、98条2項が議会としての積極的な対応ということか。
- A13. それで対応するという形が、法的にもいいと思われる。
- Q14. 飯田市では、監査専門委員を常設する考えはない、と聞いているが、監査委員側に 議会側からこの問題について監査専門委員を置いてくれ、という指示はできるか。
- A14. できない。ただし、法的な拘束力を伴わない事実上の要請、という形であれば可能。例えば、議会側から「議会としてはこうこう、こう考えているからその部分を十分に斟酌してほしい。」という形で意思表示をすることはできるのと同じ。ただし、監査委員側にはそれに拘束される必要性は全くないので、無視しても構わない。結局、議会からの要求をどう捉えるか、ということになる。権限を持っているのは監査委員、議会における請願・陳情に対する扱いと同じ。
- Q15. 飯田市が議選の監査委員を置かないようにした場合、議選に変わる監査委員をどのような視点で選べばよいか。
- A15. 行政監査・行政評価を専門分野としている人、例えば大学の先生、或いは野村総研とか三菱UFJ総研などの総合研究所では、様々な評価をしているので、そういった人達。それぞれの分野における専門家が入って科学的に見てもらうことは出来なくはない。但し、外部監査は行政評価を対象としていないので、行政評価を監査委員の中に入れ込まない限りは、議員が行政評価についての能力を高めて、議選の監査委員として実施しないと、行政監査の部分はどうしても手薄になる。現存の監査委員に委ねるのか、それ以外の外部の行政監査のプロに委ねるのか、という選択肢がある。
- Q16. 外部の専門家に委ねる以外の選択肢として、職員OBというやり方もあると思うが。
- A16. それも一つの方法だが、OBの場合自分の元々の母体だったところに対して、適正な監査が出来るかというと、内部をよく知っているだけに第三者的な監査がしづらいのではないか、厳格な監査を求めるのは難しいのではないか。OBの起用にはメリットとデメリットのどちらをとるか、ということがあり、職員としてずっと働いていて、行政全般に広い見識をもっているので、行政監査には大いにプラスになる。しかしデメリットもあるので、そのデメリットにどこまで目をつぶることができるか。その点に対して何か対策を立てられれば、より効果は大きいのでは。100%はないので、ベターな選択でOBを入れるのもよいのでは。また、県の職員を入れたり、他団体(自治体?)の職員を入れるなどしているところは増えている。元々所属していたところとの繋がりがないなかで、同じ人口規模や財政規模であれば同じようなことをやっていてその部分の識見は広いので、他団体から入れるのも一つの方法。
- Q17. 自治法が改正になって、内部統制についての方針策定ができるようになったが、このことについての評価は。
- A17. 内部統制であれば、きちんとやる必要があるので、議員のチェックも入れてきちんとしたものを作る必要があるのでは。内部統制については余り詳しくないので、助言ができない。
- Q18. 議会の行政評価について、どのタイミングでどのようにやっていくか。事務事業が 政策につながっていくことからいくと、それぞれの事務事業を政策の視点からみて いくことが必要ではないか。とすれば、決算審査の時に行政評価の手法を入れて事 務事業をみていくということがあり得るのではないか。ただし、その時に決算認定 との関係から、課題のあるものを認定してよいのか悪いのか、という議論がある。 事務事業評価は決算認定とは切り離して、決算は決算として決算認定後に行政評価 として事務事業評価を行う、ということの妥当性は。
- A18. 決算と事務事業評価は確かに連動しているが、事務事業評価というものはそもそも 決算に反映させるよりも予算に連動させるもの。ある事務事業の問題点を議会が指 摘したら、次年度予算に予算づけしてもらう。執行機関が予算づけをしたかどうか

をチェックし、次の予算審議の時に状況を含めて執行機関から説明を受ける、それが議会での事務事業評価。もしも、決算審査のなかで事務事業評価を行っているから、その評価を決算に少しでも入れ込んでもらいたいとすれば、決算には修正はなく認定か不認定しかないので、議会としての意思を示したいのであれば、付帯決議をつけるしかない。そのうえで、それも含めて予算に連動させるという形で、PDCAサイクルを回せばよい。

- Q19. 議会として監査委員に98条1項2項を行使させる場合、議長名で監査委員会に要請をするという流れでよいか。
- A19. 議会で対外代表権を持っているのは議長しかいないので、議長名で出す事になる。 100条調査のように、本会議において委員会に委任することはできる。100条 調査委員会や常任委員会、特別委員会で議決しておいて、事務検査権とか監査請求 権を委任して、それが受任された委員会で議決してお願いする。その場合も、委員 長名でなく議長名で出す。
- Q20. 会派として要請する事は可能か。
- A20. 会派や議員に検閲検査権や実地検査権を認めてないので、会派としては出せない。
- Q21. 常任委員会で一致して出そうとなった時はどうか。
- A21. まず、議会で検閲検査権や実知検査権を常任委員会に委任する議決をして、委員会に付与したならばその委員会で権限を行使することができるので、そこで委員会で議決をすれば常任委員会でできる。元々は本会議についている権限なので、そこから委任する先は委員会しかあり得ない。
- Q22. 順を追って委員会から本会議で決定、でなくてよいか。委員長名でよいのか。
- A22. 委員会だけで大丈夫。委員長は対外決定権を持っていないので、議長名で出す。
- Q23. 議選の監査委員の問題点して、任期の短さをあげられましたが、当議会の慣例として議長経験者がその任にあたるということになっていて通常2年ということになるが、他の議会の例も含めて何か良い方法はあるか。
- A23. 複雑多岐にわたる地方公共団体の財政状況をチェックするには、それにあたる人の資質とある程度の年月が必要となる。1年2年で全部チェックできるだけの資質が備わるか、と言えば識見の監査委員も含めて難しいという考え方が一般的。法律の規定としては「議員の任期による」となっているので普通は4年やれるはずだが、種々の事情によって2年経ったら辞職して、新しい人が選ばれている、というだけの話なので、議会の中であて職的なポストにしないよう変えることは可能。議会目身の監査委員の位置付けを見直せば解消される。ただ現実的には、議会それぞれの考え方があって何とも言えない。議長経験者がなったり、議長になる前に経験して財務の状況をある程度わかってから議長にならせるなど、監査委員に適しているり選出しているという部分が薄い場合が非常に多い。そこが、元々の趣旨と大きな乖離を産んでいて、批判の対象となっている。そこを改善しない限りは、いつまでもこの批判はついて回る。ただ、議会の現実からすると、なかなか難しいところがあって、そこのせめぎ合いということになる。
- Q24. 議員が審議会等で承諾したものを議会で反対する訳にはいかないという理由で、現在は各種審議会に委員を出してないが、議選の監査委員が出ていると、決算審査の際に監査を通ったものを議会が反対することができないのでは、というふうにも感じるが。
- A24. 理論的には、審議会は執行機関の付属機関としてつくられているので、完全に執行機関の一員という位置付け。しかし、監査委員は執行機関の付属機関ではなく独立した機関であり、そこに議選の監査委員が入るということは、二元代表制を生かして議員が入ればそれだけ監査に重みが増して、執行部も監査結果を無碍に扱わないだろう、ということから議員を入れているという経緯があり、その意味で審議会と監査委員は分けて考える必要がある。一方で実務上からは、執行機関側は審議会であろうと監査委員であろうと同じように考えていることが非常に多い。つまり、議

会からの選出だったり議会を代表して審議会の委員になっていて、その人が審議会等で指摘事項等何も言わない、そこでの議論を了承して帰るということは、議会としても了承しているのだろう、という見方をしていることが非常に多いのではないか。従って、議選の監査委員が入った監査で何も問題がないということになれば、執行機関側としては議会も認定してくれるだろう、という思惑が生じるのは否めない。しかし、これは勝手な解釈で執行機関側の考え違い。議会は、議会の審議のなかで議選の監査委員の考え方に引っ張られる必要性は全くない。

(3)議会運営委員会における少数会派の位置付け(少数会派・少数意見の取り扱い)ア. 少数会派の取り扱い

議会運営委員会は、議会の円滑な運営のために全会一致を旨としていることから、少数会派とはいえ、できるだけ尊重して妥協点を探って、統一的な見解、考え方をとることに尽きる。従って議会運営委員会では、十分な議論が必要になる。どうしても詰め切れない場合には、過半数の議決をとることはやむを得ない。

イ. 少数意見の取り扱い

少数意見とは、会派に属していない議員が述べる意見と捉えているが、その場合にはそもそも議会運営委員会に所属していないので、全会一致の原則とは無関係。少数意見を無視して、委員会所属委員の意思で決めても理論的には問題ない。ただし、円滑な議事運営のために議会運営委員会で調整をしているので、いくら議会運営委員会に所属していないからといって、それを無視するということでは、円滑な議事運営に寄与しないことになりかねないので、少数会派の意見ほどではないにしても、ある程度尊重する必要はある。

ウ. 少数会派、少数意見の取り扱いについての申し合わせ

この扱いについて、例規集や先例集で申し合わせているところが非常に多い。例えば横須賀市議会では「議会運営委員会の議事は、従来の全会一致制を尊重し、全会一致を努力目標として運営していくものとする。」としている。できるだけ全会一致をとるようにするが、では一人でも反対があれば何も決められないとなると、難しい。「全会一致を旨としながらも、過半数議決をとらざるを得ない時もある」という一つの考え方を示すなどして、先例・慣例、申し合わせの範疇で十分に議論して決めればよい。

質疑応答 特になし

------ 参考資料 4

役 職	氏 名	会 派	備考
委員長	福沢 清	会派みらい	議会運営委員会委員長
副委員長	永井 一英	公明党	議会運営委員会副委員長
委 員	井坪 隆	会派みらい	議会運営委員会委員
委 員	村松 まり子	公明党	議会運営委員会委員
委員	木下 克志	会派のぞみ	議会運営委員会委員
委 員	吉川 秋利	会派のぞみ	議会運営委員会委員
委 員	熊谷 泰人	会派のぞみ	議会運営委員会委員
委 員	山崎 昌伸	会派のぞみ	議会運営委員会委員
委 員	後藤 荘一	日本共産党	日本共産党代表
委員	木下 容子	市民パワー	市民パワー代表
委 員	原 和世	会派みらい	副議長
委 員	湯澤 啓次	会派のぞみ	議長

◇検討項目ごとの参考資料(根拠法令 他)

······ 参考資料 5

②監査委員の守秘義務について

• 根拠法令:

○地方自治法:第198条の3…監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準(法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(以下この項において「監査等」という。)の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。)に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。

② 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 ※関連…飯田市情報公開条例

④議会選出監査委員の是非について

• 根拠法令:

地方自治法 196条(平成30年4月1日改正)

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び<u>議員のうち</u>から、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

- ② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。
- ③ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- ④ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。
- ⑤ 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。
- ⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

参考

〇地方自治法

(検査及び監査の請求)

- 第98条 普通地方公共団体の議会は、当該<u>普通地方公共団体の事務</u>(自治事務にあつては 労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事 務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象 とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)<u>に関する書類及び計算書を検閲し</u>、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若し くは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づ く委員会又は委員の報告を請求して、当該<u>事務の管理、議決の執行及び出納を検査する</u> ことができる。
- ② 議会は、<u>監査委員に対し</u>、当該普通地方公共団体の<u>事務</u>(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

「解釈]

- ・本条は、普通地方公共団体の議会が、当該団体の事務の執行状況についての検査及び監査委員に対する監査の請求を行う権限の規定である。
- ・第1項の検査は、①書類及び計算書の検閲、②長その他の執行機関から受ける報告の二方法によって行われる。もっぱら書面による検査であり、実地検査は許されないものと解する。実地検査が必要な場合は、第二項の規定により、監査委員に監査を請求するべきである。

(長及び委員長等の出席義務)

第121条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

② 第102条の2第1項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たつては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

〇飯田市議会委員会条例

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の 委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び**監査委員**その他法律に基づく委員会 の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めよう とするときは、議長を経てしなければならない。

〇飯田市情報公開条例

(公文書の公開義務)

- 第7条 実施機関は、公開請求があった場合は、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
- (1) 法令若しくは条例(以下この条及び第16条において「法令等」という。)の規定により、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号のへに規定する指示その他これに準ずる行為により、公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号(飯田市個人情報保護条例(平成17年飯田市条例第16号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると実施機関が認めたもの。ただし、次のア又はイに掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている 情報
 - イ 当該個人が、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者(以下「公務員等」という。)である場合において、当該公務員等に関する情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがあると実施機関が認めた場合における、当該公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (ア) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)
- (イ) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等(以下「独立行政法人等」という。)の役員又は職員
- (ウ) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員
- (エ) 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立 行政法人(以下「地方独立行政法人」という。)の役員又は職員
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると実施機関が認めたもの
- (4) 飯田市の内部又は飯田市と国、飯田市以外の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下「国県等」という。)との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたもの
- (5) 飯田市又は国県等(以下この号において「飯田市等」という。)が行う事務又は事業 (以下この号において「事務等」という。)に関する情報であって、公にすることによ り、次に掲げるおそれその他事務等の性質上、事務等の適正な遂行に著しい支障を及ぼ すおそれがあると実施機関が認めたもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ 交渉又は争訟に係る事務に関し、飯田市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 入札又は契約に係る事務に関し、当該事務又は同種の事務の公正又は円滑な実施に 著しい支障を生ずるおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 飯田市等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害する おそれ
- (6) 実施機関の要請を受け、かつ、**当該実施機関により公にしないとの条件が付されて当 該実施機関に任意に提供された情報であって、次のアからウまでのいずれかに該当する もの**

- ア 提供した者(以下ウにおいて「提供者」という。)における通例として公にしないこととされているもの
- イ 当該情報の性質、提供された当時の状況等を勘案して、公にしないことが合理的で あると実施機関が認めたもの
- ウ 実施機関が付した公にしないとの条件に対する提供者の信頼が保護に値する利益を 有するものであり、かつ、公にすることにより提供者の信頼を不当に損なうこととな ると実施機関が認めたもの

◇山梨学院大学江藤俊昭教授の議選監査委員に対する意見…… 参考資料 6

- ・江藤俊昭氏の見解(自治日報 及び ガバナンスの寄稿より)
- 〇議選監査委員=「用心棒」説 + 議選を議会改革に活用できる

力と、政治的感覚を持って監査にあたることが必要。

議会自体が強力でなければならないし、議会と議選監査委員との連動が不可欠。

決算にあたってどのような論点があり、議論すべき論点はどのようなものがあるかを議 会として共有することは重要である。(議選が論点を明確にして議会へ伝える)

○議選がいるからこそ充実した監査が出来る

監査における議選の役割(行政監査と財務監査)

- □議会で議論している論点を踏まえた監査の視点(機関)。
- □議員として活動した際の疑問からの視点(会派・委員会)。
- □住民からの意見(反対・要望)を踏まえた視点(会派・議員)

「形式にかかわる政治的感覚]

- □資料提供不十分の指摘。
- □監査の結果に関する報告や意見の案の不十分性への指摘。

〇今後の検討課題

- □議選監査委員の選出過程の制度化(選挙で選出)
- □議選監査委員の基準・任期の明確化

参考資料 7

令和2年 第1回 監査制度検討プロジェクト会議 結果概要

日 時: 2.6.10(水)13:27~15:07 ○説明事項、□意見、★決定事項、◎会派検討依頼事項

- 1 全員協議会勉強会(監査基準)及び前回議運(5/13)の振り返り
 - ★説明のとおり確認 (別添資料)
 - ○監査委員の選任に関わる地方自治法と飯田市条例との関係性について及び条例の提出 権について、例規担当の清水専門主査から説明。
 - ○監査基準の勉強会において保留となった案件について、監査委員事務局の市瀬事務局 長から説明。
- 2 論点①: 監査委員と議会の連携について
 - ★正副委員長がまとめた「論点①」に関して様々な意見が出されたため、次回のプロジェクト会議で意見をまとめる。
 - ○「論点①」 監査委員と議会の連携 … 広瀬氏の指摘事項 ※この事項を飯田市議会で取り入れるという提案ではなく、全国事例として挙げたもの。
 - ア 予算決算委員会へ監査委員の出席を求め重要な視点を指摘していただく。
 - イ 議会の審議へ監査委員の出席を求め、説明を受ける。
 - ウ 市長への報告時期に合わせ、全員協議会を開催し、監査委員から定期監査の報告 を受けるとともに意見交換会を実施。
 - エ 議会の事務検査権、監査請求権を行使。
 - オ 監査委員とそのOB (職員含む) などによる監査についての研修会を開催。

□主な意見:

ア (監査委員の指摘…予算決算委員会との連携) | について

- ・アやイの事項を取り入れる場合、具体的なイメージがあった方が良いのでは。
- •「ア」の事例は、他の議会の例を調べることも必要。
- ・議会と監査委員の情報共有の仕組みは必要と思う。
- ・今定例会の<u>監査報告にも議会として注視すべき(活用すべき)指摘があった</u>と感じた。
- ・監査には監査の、議会には議会の役割があり、<u>そういう意味では連携が必要</u>。一方で 議選の必要性と現実は課題もある。
- ・広瀬先生は議会と監査の連携は「難しい」という認識の上で、いくつかの可能性を示してくれた。具体的にどうするのが良いのかを考える必要があるのでは。
- ・議選監査委員の現状や課題は別として、これからは<u>監査委員が持っている情報を議会がどのように取り込めるか、そのことによって議会としてのチェックを深めていくという視点が大切ではないか。</u>

- ・確認だが、「ア」の項目は議選監査委員に限ったことではなく、<u>他の監査委員も含まれ</u>ているのでは。 \rightarrow (委員長) そのとおり。議選に限らない。
- ・ <u>議選監査委員があるなしに関わらず、監査と議会との連携を考えるべき</u>。 議選に過度 の負担をかけるべきではないが。
- ・具体的な現実に即して考えることも大切ではなか。飯田市議会とすれば、事例として 予算決算委員会と議選監査委員の連携を考えるとよいのではないか。行政評価には監 査の視点も参考になり、議会が執行機関へ訴える場合の強力なアドバイザーとなる。 予算決算委員会と議選監査委員とのリンクを考えたらどうか。
- ・リンクはできるが、<u>実際の監査のスケジュールを考えると難しい部分もある</u>。仕組みが出来れば理想だと思うが。
- ・一般論で言えば、監査委員(委員同士での議論の様子も含めて)の視点をもらうことは、いつでも可能なはず。また、政策サイクルをどのように見ていくかも大切。
- ・議会と監査はサイクルが異なるので、<u>共通した接点を見つけて連携することが必要</u>。 全てはリンクできない。
- ・ <u>議会としては、監査請求も含めて監査委員との連携が可能であるということは確認で</u>きたのではないか。
- ・次回のPJでは、<u>監査委員と連携するためには何を解決する必要があるのかの発想で議論をしたい</u>。議選監査委員を廃止するのなら別だが、廃止しないのであれば、議選監査委員をどう生かすか、そのために課題をどうクリアするかを議論したい。

イ (議会の審議へ監査委員の出席) について

- ・「イ」に関して、こちらが要望したものであれば、連携といえると思う。
- ・「イ」に関しては、立法の趣旨があるのではないか。また、出席は説明を求めるもので あり、連携とは異なる。

|ウ(定期監査の報告と意見交換)| について

エ(監査請求権等) について

- ・過去には、飯田市長が監査委員に請求監査を行った事例もある。(下水道料金賦課漏れ)
- ・「エ」のように議会の権限を活用することを確認することも意味があると思う。(重複)

|オ(監査についての研修会)| について

全体について

・正副委員長案の論点から何を求めたいのかが分からない。飯田市議会は、専門家の意 見を参考にしながらも、独自色を出していくべき。→(委員長)広瀬先生の指摘事項 であり、すべてを取り入れるものではない。ただし、「エ」のように議会の権限を活用 することを確認することも意味があると思う。

- ・広瀬先生の指摘として、「監査委員は独任制なので、合議したものが意見として出てくる。合議に至らない場合、議選監査委員が議会へ持ち帰って活用し、対策を講じることも考えられる」との話もあった。
- ・議選監査委員の任期やどのように監査能力を高めていくかも学識者は課題を指摘している。
- ・ 議選監査委員はその権能を発揮してもらえば良いし、議会としては監査制度をどう生かすかを議論すればよい。

3 その他

★次回の監査制度検討プロジェクトは、6月23日に開催。

令和2年 第2回 監査制度検討プロジェクト会議

結果概要

日 時:2.6.23(火)13:28~14:39 ○説明事項、□意見、★決定事項、◎会派検討依頼事項

- 1 前回プロジェクト会議 (6/10) の振り返り
 - ★説明のとおり確認 (別添資料)
 - ○前回の会議で出された主な意見を事務局が説明。
 - ★資料2として、山崎委員から「議会運営委員会の研修」に関してわかりやすくまとめた資料の提供をいただいたので、委員へ配布する。今後の議論の中で活用願いたい。 必要に応じて会派内でも活用いただきたい。
- 2 論点①: 監査委員と議会の連携について
 - ★正副委員長の案を資料 No. 3 で示し、「ア」から「オ」について議論した。「ア」に関しては、監査委員との調整も必要であり、次回の会議でさらに協議を行う。「イ」から「オ」については、正副委員長案のとおり確認した。(今回の会議で確認終了)
 - ★今までの経過やプロジェクトの目的を改めて示し、確認いただく。また、大津市議会 と監査の関係もまとめてお示しする。

□主な意見:

- ・連携をして何が得られるのか、それがわからない。連携すれば良いということではない。時間も余分にかかる。議会として何を得られるのか。それを知りたい。 連携できたら良い。しかし、それは茶飲み話ではない。他の委員も言ったように、監査権とかそういったものがないことを補填するための連携なのかどうなのか、もう少し具体的な話がないとわからない。この話の論点が詰まらないと思う。
- ・今は藁をもつかむような状態ではない。何かあるかもしれないし、ないかもしれない。廣瀬先生もなぜ連携が難しいと言ったかというと、そういうところが難しいから、そういうこともあるよというだけであって、積極的にこれを連携した方が良いと言っていない。何をもって連携するのかというのがわからない。時間的に監査の期間からいっても、我々がやる1年前(を評価する)の行政監査と、監査がやる監査時期とは違う。それを連携させるということ自体が、ちゃんとした考えがないと難しいと思う。
- ・前回のときに、この「ア」とか「イ」とかの関係を議論していくにあたっては、「具体的にどういうことを想定する中でこれをやるのか」という具体性がないと、なかなか難しいのではないかということを申し上げた記憶がある。

連携、連携と一口に言っても、ただ顔を合わせて話をすれば、それが連携かということではないと思う。議会側になんらかの、あるいは、議会が行政をチェックする上でよりそのレベルが上がるとか、何かそういうようなところにつながっていくことが求められるのだと思う。

なので、具体的にどういうことを想定していくのかということがないと、本当に効果があるのだろうか、ないのだろうかということがちょっとわかりにくい。議会でも良いが、具体例があるとわかりやすいという気がする。

- ・議会と監査の連携というのを、あんまり四角四面に考えてしまって、何のために何が あるからというふうにやるということではなくて、監査委員の持っている視点・論点 みたいなところをお聞きするという、言って見れば意見交換というか、そういう立場 でも良いのかなと思う。
- ・連携というと、お互いに手を携えてということが連携なのだが、緩やかな協力関係というか、教えを乞うみたいな部分と、それからもう1つは、いわゆる監査委員の知見をお借りして、その物事の真理に近づこうという立場でいくと、何かの案件があったときに、そういう監査委員の力を借りて、解決もしくは調査に結び付けることができるような案件があれば、それは監査事務局と相談しながら、働きかけもしてみるということもあるのかなと思う。
- ・お互いが独立した機関なので、監査委員が1年間通じて監査やってくる中での振り返りをする中で、こんなことの気づきがあったとか、こういう知見からこういうことについて、議会側に対してある意味アドバイスというか、提言があればお聞きするといったような、そういうふうな緩やかな協力関係というか、お力を借りるということ、こういうふうな感覚でいけばどうか、そういう程度で良いんじゃないのかなと思う。
- ・監査の方が議選による情報が入らないということで、連携というか情報を求めるため にやるのであれば、それは納得できる。ぎちぎちで言うつもりで言うわけでないが、 立場というか、考え方のどっちがどうするかということが、今までの話と違うように 思う。今、大津の話は納得できたので、それはそれで結構である。
- ・監査の方が情報を欲しがっているのであれば、それは納得できる。そういう連携というか、どの会議でどういう意見交換をするということは、それはやぶさかでない。ただ、こっちが主体で何か情報くださいっていうのは、それは無理だろうな、間違いだろうなというふうに思う。連携というか交流会をやること自体は、大津もやっておるようだし、それは必要なことだと思うが、議会が何を得るかと考えたときには、ほとんど得るものはないのではないか。その中で得るものはあるかもしれないが、主体は監査の方から働きかけてくるべき性格のものではないかと思う。
- ・具体的なものが見えないと、次への一歩が踏み出せないと思う。一方で、監査と議会がどういうふうにあったら良いかということを考えたときに、飯田市議会でやっぱりそれはもうちょっと充実するべきだなということの判断に立ったときに、どこかに制度設計があった方が良いのではないか。その時点で一応の制度設計をつくって、そして具体的な実践に下ろしていくという段取りにした方が、ことの善し悪しを今ここで白黒付けてしまうのではない方が、せっかくの今までの議論が次につながるのではないかと思う。
- ・もう1点、一歩前へ進めるという前提で考えたときに、この監査委員との意見交換会というものを常設にするのか、あるいは必要に応じてやるのかということの議論は分かれると思う。毎回来てもらうことが良いのか、あるいは何かしら我々が求めるときに来てもらうという制度にするかというのは、検討が必要な気がする。
- ・お示しいただいたような形で進めていくということに対して異論はない。 この議論が始まったそもそもは、議選の監査委員が廃止も可とする法改正によってそ

うなった。じゃあ飯田市議会の場合、どうあるべきかというようなことが発端だったと思う。今日いろんなご意見が出ている中で、この検討をしていく目的が何なのかということが少し見えなくなっているかなという気がする。私はそういうふうに感じた。もう1回、これの検討の、何を目指してこれを検討していくのかというところを、ちょっとどこかで明確にしていただけるとありがたい。

- ・(委員長) 議会と監査の連携をつなげて、少しでも議会の活性化につなげる。活性化というか、向上につながればということを考えていた。もう一度到達点というか、一番の目的は何かということは整理をしていきたい。
- ・監査の持っている知見をどういうふうに議会側として取り込めるか。それから監査を 1年間やっている中でのいろんな視点、論点について議会がお聞きすることで、例え ば、タイミングでいけば行政評価とか決算とか予算とかいろいろあると思うけれど、 そういうときに生かせるかどうか。そういうために監査との連携というか、知恵を借 りるというか、そういうことはあっても良いのではないか。だとすると、その手段と してもう既にここに書いてあるけれど、予算決算委員会準備会。委員会全体で聞くよ りは、そういう組織で聞いた方が、話が充実するのではないか。23人で聞くより。目 的は、そういう監査の知見を上手く取り込むために何をということでなくて、いろん なお話を聞く、そういうことで良いのではないか。
- ・しょっちゅうやる必要はない。もう1つ大事なことは、何もないときはそういうことで良いのだけれど、何かあるときには、積極的に監査の知見を利用する。つまり、どこそこの監査についてしてもらう。これは法98条の第2項でできるが、これについての意見を聞くとか、今までの監査の状況を聞くとか、そういう積極的なアプローチもあるかもしれない。連携とか、教えを乞う、知見を借りるという程度で良いと思う。それがここでいう「ア」の項と思う。
- ・おっしゃるとおりだと思う。一方で、論点を整理して次に進めたらどうか。いきなり 予算決算委員会に監査委員を呼ぶということに、行くのではなく、スタートのところ の議選をどうするかについてはどういう議論できたのかと、ちょっと論点整理をして いただきたい。
- ・次回に過去の議事録を示すということだと思う。基本的には前期(2年前)のときに、議選の監査委員を送るかどうかを市側から求められた。代表者会ないしは議運まできて、最終的にはいろいろ議論があったけれど、引き続き送るということに結論はなった。そのときに、みらいさんから、そもそも監査委員制度、これをどういうふうに考えるか、議選も含めてだが。 ~略~ 基本的には議選は決着していますので、どう利用するか、生かすか、連携になるなと、それで正副の方で廣瀬先生を呼んだときに、連携でどうですかと聞いて、こういう流れになっている。もう一回、議事録を整理して示すということでよいのでは。
- ・(監査委員が)監査をするためには、議会がやっている問題点や予算決算でやっている 問題点をよく見てもらい、一般質問に出た問題点も勘案してもらって、監査をしても らうことが一番良いのではないか。やってもらえないことに対しては、監査請求をこ ちらから出してお願いするのが、議会の活性化ではないかと私は思う。

- ・元々は議選についてだったが、監査委員と議会の立ち位置を議論しているから、これ はこれで良いと思う。
- ・監査が議会の知見をどう利用するかというのは、監査が考えればいいこと。我々は監査の知見をどういうふうに利用するかということを話し合った。監査委員の知見をどういうふうに生かすかが、今、問われている議題。その上で最終的に議選を出す必要があるのか、ないのかというところに持っていくとのではないかと考えている。
- ・(委員長)「ア」の正副委員長案について、制度として常設とすべきか、どう考えるか。 → 監査へ投げかけているので、先方の考えも配慮するべき。正副で詰めて欲しい。

3 その他

★次回の監査制度検討プロジェクトは、7月7日に開催。

令和2年 第3回 監査制度検討プロジェクト会議

結果概要

日 時: 2.7.7(火)13:30~14:14 ○説明事項、□意見、★決定事項、◎会派検討依頼事項

- 1 前回プロジェクト会議 (6/23) の振り返り
 - ★説明のとおり確認
 - ○前回の会議で出された主な意見を事務局が説明。(資料 No. 1-1)
 - ○資料 1-2 として「監査制度検討の経緯(前期委員会)」を配布・説明。(資料 No. 1-2)
- 2 論点(1): 監査委員と議会の連携について
 - ★正副委員長の案を資料 No. 2 で示し、「ア」から「オ」の案について確認した。「ア」の 監査委員の指摘を生かす項目に関しては、「必要があれば委員会へ出席を要請する」こ ととする。また、法律や条例で定められている制度を生かすことで、<u>監査と議会の連</u> 動を進めていく。(今回の会議で確認終了)
 - □主な意見:
 - ・予算決算委員会(の設置)を目指してきた意図というのは、監査機能を高めていくということ。それから決算から予算に向かって政策提言をしていくためにつくられているのであり、予算決算委員会は常任委員会なので、前期全体会で議論の必要性があれば、(監査委員に)予算決算委員会へ「来ていただけませんか」という、やり方はあるのではなか。
 - ・(委員長)まずは、今行われている定例会での監査報告についての質疑をしっかりやるということ。それから予算決算委員会を含めて、監査報告をしっかり検討する。廣瀬 先生の話の中でも何度も強調されたように、地方自治法の98条の2項の「監査委員の 実地監査権」というものについても必要があれば使っていく。今まであった法律や条 例をも十分視野に入れながら、監査や監査報告についての論議をしていくということ を確認させていただく。
- 3 論点②、③、④について
 - ②監査委員の守秘義務について
 - ★資料 No. 2 により<u>守秘義務の範囲を確認</u>。監査で知り得た全てが守秘義務ではなく、地方自治法及び飯田市情報公開条例で定められた「非公開情報」を除く情報は、議会への共有が可能である。(今回の会議で確認終了)
 - ③監査専門委員の設置を求めるかどうか
 - ★監査専門員の設置に関しては、飯田市議会としては「<u>様子を見ていく</u>」ことを確認した。(今回の会議で確認終了)
- 4 その他
- ★次回の監査制度検討プロジェクトは、7月30日に開催。

令和2年 第4回 監査制度検討プロジェクト会議

結果概要

日 時: 2.7.30(木)13:28~14:46 ○説明事項、□意見、★決定事項、◎会派検討依頼事項

- 1 前回プロジェクト会議 (7/7) の振り返り
 - ★説明のとおり確認
 - ○前回の会議で確認された内容を事務局が説明。(資料 No. 1)
 - ○論点①監査委員と議会の連携について…監査と議会の<u>連動</u>を進めていく(委員会への 出席要請など)
 - ○論点②監査委員の守秘義務について…自治法及び飯田市情報公開条例で定められた守 秘義務の範囲を確認
 - ○論点③監査専門委員の設置について…様子を見ていく
- 2 論点④:議会選出監査委員の是非について
 - ★正副委員長がまとめた資料 (No. 2) を基に委員間で自由討議を行った。「議会との監査委員との具体的な連動」を引き続き模索していくことを前提に、「議選の監査委員は必要であり、引き続き選出すること」が複数の委員から意見が出された。今回の意見を正副委員長で整理し、次回の会議で改めて方向性を示す。

□主な意見:

- ・これまでプロジェクトで確認してきた監査制度を議会として生かすために、議選の監査委員とも連携していくのがよいのではないか。
- ・議選の監査委員を4年務めることは理想だと思う。監査委員の任期は、識見監査委員は4年、議選監査員は議員の任期となっている。飯田市議会は、慣例を2年としているが、過去には6年務めた議員もおり、議会の考え方で新たな運用も可能ではないか。
- ・現実的には、2年ごとの議会人事があるので、「続投も可能」としておけば良いのではないか。
- ・議会と監査委員にはそれぞれにチェック機能が与えられている。そこで大切なことは、<u>市民にとって有益な監査機能を果たしているかの視点が必要</u>であり、議会から監査委員を送っているのであれば、<u>議会にとってさらに有益なものがあっても良い</u>と考える。
- ・議選の監査委員は必要と考えている。その上で、議会として意識的に監査制度を生かすことを考えていくべきである。(監査請求など)
- ・任期のことは別に議論がいるかもしれないが、議選の監査委員の役割は大切であると 思う。
- ・今後も議選を継続すべきと考える。任期も「続投可能」としておけば良いと思う。
- ・議選の監査が必要とすれば、どういう形で活用するかの検討が必要になってくる。前期の議運では予算決算委員会と監査の関係は想定していなかったと思う。今回のプロジェクトで監査制度に関して認識が深まったので、予算決算委員会と議選監査委員の関係を検討していくことも必要ではないか。(この場ではなく) 議選監査委員を必ず

活用するということではなく、その道筋を開けておくということ。議選監査委員の任期や適任者の問題は、飯田市議会の実態面からすると規定することが難しいと考えるので、過去の例にならってやっていくことが必要と思う。

- ・議会と監査委員との連携については、従来の監査制度でも活用ができることを確認できたことはこのプロジェクトの成果である。議選の監査委員は今後も継続し、飯田市議会としての連携の可能性を追求していくべきと考える。これからは、議選の監査委員の重要性が高まると感じている。そのことは、議会としても大きなプラスになると思う。
- ・議選の監査委員が出ていることによって、議会のチェック機能がさらに高まるのかど うかがポイントだと考える。今まで議選をだしていたから今後も必要だということで はなく、議選の監査委員がいることによって議会のチェック機能が高められるという ことが必要だと考える。

3 その他

★次回の監査制度検討プロジェクトは、8月28日に開催。

令和2年 第5回 監査制度検討プロジェクト会議

結果概要

日 時: 2.8.28(金)13:30~13:56 ○説明事項、□意見、★決定事項、◎会派検討依頼事項

- 1 前回プロジェクト会議 (7/30) の振り返り
 - ★説明のとおり確認
 - 〇前回の会議で確認された内容を事務局が説明。(資料 No. 1)
 - ○論点④:議会選出監査委員の是非について … 正副委員長がまとめた資料を基に委員間で自由討議を行った。「議会との監査委員との具体的な連動」を引き続き模索していくことを前提に、「議選の監査委員は必要であり、引き続き選出すること」が複数の委員から意見が出された。今回の意見を正副委員長で整理し、次回の会議で改めて方向性を示す。
- 2 論点④:議会選出監査委員の是非について
 - ★正副委員長がまとめた案を基に委員間で自由討議を行った。

決定事項:・「議会との監査委員との連動」を引き続き模索していくことを前提とし、 議選の監査委員を送り出す。

- ・議選の監査委員との連動により、議会のチェック機能をさらに高める。決算審査に向けて予算決算委員会などとの連動が想定されるが、具体的な方法に関しては、正副議長と議選の監査委員とで協議を重ねていく。 』
- ★9月8日に開催する議会運営委員会にて、最終報告を行う。その後、全議員の勉強会 を設定し、内容を共有したい。

□主な意見:

- ・議選の監査委員は、議員と監査委員という2つの大きな責務があることを改めて確認 して欲しい。
- ・正副委員長案は良くまとめられている。また、前期の委員会からの申し送り事項に適った結論となっている。今回、研究を重ねてきたが、これ以上でもこれ以下でもなく、ベストの提言となっていると感じた。
- ・「正副議長と議選の監査委員とで協議を重ねていく」というまとめがポイントだと思う。議選の監査委員が従来と同じで良いということではなく、議会と監査委員の連動を模索していくということがミソだと考える。そういったことを前提として議選の監査委員を送り出す。そのことにおいて、議会と監査の連動が見えてくると感じる。現時点でまとめていただいた内容に期待が持てると思う。
- ・「議選の監査委員との連動により、議会のチェック機能をさらに高める」ということがポイントとなってくる。今後、様々な取り組みを行った結果、議会のチェック機能が高まらなかった場合は、改めて議選の監査委員の選出に関して議論をする(議論を妨げない)という理解で良いか。
 - → (議長) そのような懸念はあるかもしれないし、問題が顕在化すれば考え直すこともあるかもしれないが、今回の研究成果を基に正副議長と議選の監査委員で協議を重ねて、より良いものになっていくことを願っている。また、次の正副議長、議選の監査委員にも引き継いでいただけると考えている。
- ・(委員長) 正副議長と議選監査委員の今後の協議に関しては、正副議長に一任したい。